

# コンプライアンスハンドブック

～ 信頼される市政の確立を目指して ～



平成24年9月  
(令和3年4月 一部改訂)

小 樽 市

# はじめに

小樽市職員倫理条例が、平成24年4月1日に施行されました。

この条例は、前年10月に策定した「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」において、新たに取り組むこととして制定したものであり、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政の確立を目的とするものです。

このたびの条例制定に当たっては、これまでの小樽市職員倫理規程の内容に加え、不当要求行為等に対して組織的対応を行うことや、公益通報制度を利用しやすい制度として盛り込むとともに、本条例の運用状況を毎年度、議会へ報告し、市民へも公表することにより、透明性が高まるよう努めました。

このハンドブックは、倫理条例について具体例等を用いて分かりやすく解説していますので、熟読して日々の業務に活用するとともに、疑問が生じた場合には、その都度、上司や同僚、コンプライアンス推進室に直接相談するなどして、そのままにしないよう心掛けてください。

最後になりますが、このハンドブックを十分に活用し、職員一人一人が法令遵守の意識を高め、更なる市民サービスの向上を図るよう努めてください。

平成24年9月

小樽市長 中 松 義 治

# 目 次

## はじめに

### 1 小樽市職員倫理条例の概要

第1章 総則	1
第2章 コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議	6
第3章 利害関係者との間の禁止行為	8
第4章 不当要求行為等	9
第5章 公益通報	10
第6章 雑則	13

### 2 不当要求行為等への対応のフロー

### 3 公益通報制度のフロー

### 4 Q&A

### 5 コンプライアンス委員会委員名簿

## 6 資料

#### (1) 小樽市職員倫理条例

#### (2) 小樽市職員倫理条例施行規則

#### (3) 小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策

# 1 小樽市職員倫理条例の概要

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議（第8条・第9条）
- 第3章 利害関係者との間の禁止行為（第10条・第11条）
- 第4章 不当要求行為等（第12条・第13条）
- 第5章 公益通報（第14条－第22条）
- 第6章 雑則（第23条－第25条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、職員が公務を遂行するに当たり、法令の遵守及び倫理の保持のために必要な事項を定めることにより、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

### 【解説】

本条例が、法令の遵守及び倫理の保持のための必要事項を定めることによって、市民に信頼される市政を確立するためのものであることを規定している。

平成23年の本市市長選挙に係る職員の政治資金規正法違反事件については、第三者からなる「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会」からの調査報告書が市長に提出され、その調査報告書の内容や議会での議論などをもとに、再発防止策として「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策 ～職員の遵法意識を高め、市民に信頼される市役所を目指して～」を策定した。

この推進方策には、10項目の推進方策が定められているが、その中の1項目として、「(仮称)小樽市職員倫理条例の制定」がある。

本条例の制定により、「不当要求行為等」への対応や「公益通報」などの手続方法が分かりやすくなるとともに、第三者からなるコンプライアンス委員会の設置や議会への本条例の運用状況の報告などにより、外部からのチェック機能の充実も図られ、さらに、市民等への公表をすることなどともあいまって、本市職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立していこうとするものである。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。
- (2) 職員等 次のいずれかに該当する者をいい、これらの者であった者を含む。
  - ア 職員
  - イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく業務に従事する者
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者
- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例並びに市の機関が定める規則（規程を含む。）及び訓令をいう。
- (4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (5) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、次条に規定する基本的心構え及び第4条に規定する職員の責務に基づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。
- (6) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの（そのものの従業員、代理人等を含む。）をいう。
  - ア 許認可等をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っているもの、当該許認可等の申請をしているもの及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかであるもの
  - イ 補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っているもの、当該補助金等の交付の申請をしているもの及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるもの
  - ウ 立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査等を受けるもの
  - エ 不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の相手方となるべきもの
  - オ 行政指導をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められているもの
  - カ 契約に関する事務 当該契約を締結しているもの、当該契約の申込みをしているもの及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかであるもの
- (7) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。
  - ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利又は不利な取扱いをするよう要求する行為
  - イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

- ウ 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為  
エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公務の執行に支障を生じさせる行為  
オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人が有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- (8) 公益通報 公益を守るために、職員等が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

#### 【解説】

「職員」とは、①正規職員、②会計年度任用職員、③臨時的任用職員、④嘱託員、⑤市長・副市長・教育長・病院事業管理者・公営企業管理者、⑥教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員、⑦附属機関（住宅行政審議会等）の委員を規定したものである。

なお、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員は、北海道教育委員会が任命権者であり、分限、懲戒等に関する事項を北海道の条例で定めていることなどから、本条例における一般職に属する職員には含めていない。

「職員等」とは、職員に加えて市の委託業務や指定管理業務に携わる役員や従業員等のことをいう。

なお、市長については、公益通報者保護法にいう労働基準法第9条に規定する労働者（本市に使用される者）に当たらないため、公益通報制度における職員等には含まれない。

「任命権者」とは、市長のほか議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、公平委員会、消防長、病院事業管理者、公営企業管理者、農業委員会及び固定資産評価審査委員会委員長であって、それぞれの職員の任命、休職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

コンプライアンスは「法令遵守」と直訳されるが、本条例にいう「コンプライアンス」とは、そればかりではなく、服務規程や業務マニュアルを遵守することや、全体の奉仕者として公共の利益のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。

「利害関係者」とは、許認可等をする事務、補助金等を交付する事務、立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務、不利益処分をする事務、行政指導をする事務及び契約に関する事務の相手方となる役員や従業員、代理人等をいう。

「不当要求行為等」については、従前、小樽市不当要求行為等の防止に関する

要綱に定めていた不当要求行為等の定義を見直し、その行為の対象範囲を拡大した。

本条例では、入札や人事等の項目にも踏み込み、具体的にイメージが湧くよう定義した。不当要求行為等の具体例は以下のとおり。

- ① 減免等に当てはまらなると断ったが、特定の者について市税等を特別に減免するよう求めること。
- ② 指名業者の選定や一般競争の条件設定の際に、特定の業者を入札に参加できるよう求めること。
- ③ 正当な理由なく、特定の職員を異動させるよう要求すること。
- ④ 特定の職員を昇任させるよう求めること。
- ⑤ 職員に恐怖を与えるような態度で強要、威嚇等を行うことで、要求を通そうとすること。
- ⑥ 競争相手となる事業者について、正当な理由がないにもかかわらず営業許可をしないよう求めること。

《参考》これまでの要綱では、不当要求行為等を次のとおり定義していた。

- ・ 暴力行為又は暴力的行為を用い不当な要求（生活保護等公的給付の支給に対する要求を含む。）をする行為
- ・ 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせ、又は正当な理由なく職員に面会を強要する行為
- ・ 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入の要求、事業の変更若しくは中止の要求又は金銭若しくは権利の要求をする行為
- ・ 正当な手続によることなく作為又は不作為を求める行為
- ・ 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は公務の執行に支障を生じさせる行為

「公益通報」は、職員等が市の事務事業の適正化のために、公益を守ることを目的としているものである。委託業務等において違法行為又は違法のおそれのある行為等が行われている場合も、市は責任を持って是正する必要があるため、公益通報の対象にとらえている。

本条例にいう公益通報は、事務事業の適正化のためであることから、職員等個人の公務外の非違行為や、他人に損害を与える目的の通報は含まれない。

なお、市民等（条例第4条第2項で規定するものと同じ。）も職員等に準じて通報することができるよう、条例第22条において「公益目的通報」という名称により規定している。

#### （基本的心構え）

**第3条 職員は、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを深く自覚し、市民から信頼される職員となるよう常に公務員としての資質の向上**

に努めるとともに、公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、常に法令を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

**【解説】**

職員が公正な職務を遂行するための基本的心構えについての理念を規定し、次条において本条を踏まえた上での職員の責務について規定している。

地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」ことが定められていることから、市民に信頼される市政を確立するために「職員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを改めて明示するとともに、法令遵守はもとより、倫理意識の高揚に努めなければならないことを規定している。

**（職員の責務）**

第4条 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、常に公平かつ公正に職務を遂行し、公務員としての信用を損なうことのないようにしなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民等（市民その他市政に関わりのある者をいう。以下同じ。）に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めるとともに、不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

4 職員は、自らの職務に関連する法令に精通するよう努め、職務を適正に遂行しなければならない。

5 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、公正に職務を遂行しなければならない。

**【解説】**

前条の基本的心構えを踏まえた上での、職員としての責務について規定している。

職員の責務を各項目にわたって規定することにより、法令遵守や公平かつ公正な職務の遂行などを促した。

第2項については、市民等からの様々な要望や問合せ等に対して、市として十分な説明を行うとともに、市民等に対しては公平、公正に接しなければならないことから、職員の責務として規定している。

**（管理監督者の責務）**

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督



を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

**【解説】**

管理監督者とは、係長職以上の職員をいい、率先垂範の姿勢が必要であるとともに、部下職員に対する適切な指導及び監督を行うことによって、職場内での円滑かつ公正な職務の遂行が、ひいては、厳正な服務規律の確保が図られることとなる。

**（任命権者の責務）**

**第6条 任命権者は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。**  
**2 任命権者は、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。**

**【解説】**

任命権者が講じなければならない措置として、職員の意識啓発や研修の実施について触れるとともに、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備などを規定している。

**（市民等の責務）**

**第7条 市民等は、職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。**  
**2 市民等は、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。**

**【解説】**

市民等の責務として、職員の公正な職務の遂行についての理解や協力を努めるとともに、職員に対しては不当要求行為等をしてはならない旨を規定している。

第1項では、市政における公正な職務の遂行を確保するためには、まず、職員が襟を正して職務を遂行すべきことはいうまでもないことであるが、その上で、市民等の市政に対する理解や協力があって、はじめて円滑な市政運営が成り立つことから、努力規定として規定したものである。

第2項では、禁止規定を設け、その規定に違反した者に対しては、市としての組織的対応や、市長等が行う行為者への対応について規定している（条例第12条及び第13条）。

## **第2章 コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議**

**（コンプライアンス委員会の設置）**

**第8条 法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、小樽市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。**  
**2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。**

- (1) 市におけるコンプライアンスの確保について必要な事項を調査し、又は検討すること。
  - (2) 不当要求行為等の調査、報告等に関すること。
  - (3) 公益通報の調査、報告等に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に必要な事項に関すること。
- 3 委員会は、3人以内の委員をもって組織する。
  - 4 委員は、法令に関し高い識見を有する者又は学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
  - 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 委員は、再任されることができる。
  - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

第三者（外部委員）からなるコンプライアンス委員会について規定している。

コンプライアンス委員会は、市におけるコンプライアンスの確保について調査や検討を行うことはもとより、公益通報制度の窓口になるとともに、警告が必要な不当要求行為等の調査や報告などを所掌事務としており、一定の独立性を有した立場でその事務を遂行することとなる。

委員の任期は3年（再任可）で、法令に関し高い識見を有する者又は学識経験のある者のうちから3人以内を市長が委嘱することとなる。これは、公益通報や不当要求行為等を受け付けた際に、違法性や不当性の判断を求められることや秘匿情報を扱うことから、委員には、審査の公平性と公益通報の際の便宜性を保つために、人格が高潔で社会的信用が高く、かつ、法令に関し専門的知識を有し、又は学識経験のある者が適しているからである。

また、委員が取り扱う事案は、個人のプライバシーに関することなどが含まれるため、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないのは当然のことであるが、その職を退いた後も同様に秘密を漏らしてはならない旨を規定している。

**（コンプライアンス推進会議の設置）**

**第9条** 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、小樽市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市におけるコンプライアンスの確保に関すること。
  - (2) 不当要求行為等に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。
- 3 推進会議は、職員をもって構成する。
- 4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、

**規則で定める。**

**【解説】**

職員で構成するコンプライアンス推進会議について規定している。

コンプライアンス推進会議は、市におけるコンプライアンスの確保のため、様々な事案を検討するとともに、不当要求行為等の調査窓口となり、報告を行った所属長への必要な対策の指示のほか、警告が必要な不当要求行為等の事案については、コンプライアンス委員会に通知するなどの役割を担うこととなる。

### **第3章 利害関係者との間の禁止行為**

**（倫理の保持）**

**第10条 職員は、市民等の疑惑や不信を招くことのないよう、利害関係者との関係に注意を払い、常に倫理の保持に努めなければならない。**

**【解説】**

市民等から疑惑や不信を招くことのないよう、常に倫理の保持に努めなければならないという職員に当然のこととして求められる理念について規定している。

利害関係者との関係については、これまで小樽市職員倫理規程において禁止事項などを規定していたが、次条においてその骨格となる事項を規定したため、同規程は廃止した。

**（禁止行為）**

**第11条 職員は、利害関係者との間において、次に掲げる行為（親族関係、個人的な友人関係その他の私的な関係に基づく行為であって職務に関係のないものを除く。）をしてはならない。**

- (1) 金銭、小切手、商品券、物品等の贈与を受けること。
- (2) 会食をすること。
- (3) 遊技（スポーツを含む。）をすること。
- (4) 旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い、謝礼又は報酬を受けること。
- (6) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (7) 適正な対価を支払わずに物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (8) 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利率が通常より著しく低いものに限る。）を受けること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与を受けること。

**2 前項各号に掲げる行為のうち、職務上必要な会議等における会食その他職務の執行の公正さを損なうおそれがないと認められる行為であって、任命権者が認めた場合、市が主催する行事に伴って前項第2号から第4号までに掲げる行為を行う場合又は社会通念上儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金等を受ける場合は、前項の規定を適用しない。**

## 【解説】

利害関係者との間の具体的な禁止行為について規定している。

原則的には、親族関係、個人的な友人関係その他の私的な関係に基づく行為であって職務に関係のないものは、禁止行為には該当しない。したがって、利害関係者が同席する同窓会などに出席することは、禁止行為には該当しないこととなる。

第2項の「任命権者が認めた場合」とは、利害関係者との会食などについて、事前に日時や場所などの案内文書が来ることが多いと思われ、その案内文書や案内文書がない場合は口頭により、上司の決裁又は了承を得た場合である。これまでの事前に届け出て承認をもらうという取扱いは、不要となった。

なお、「市が主催する行事に伴って前項第2号から第4号までに掲げる行為を行う場合」又は「社会通念上儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金等を受ける場合」については、市民等が疑惑や不信を抱くおそれがないため、禁止行為からは除外されることとなる。

## 第4章 不当要求行為等

### (不当要求行為等への組織的対応)

**第12条 職員（市長を除く。この項において同じ。）は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事実を知ったときは、直ちに当該行為等の内容を記録し、上司又は職員を管理監督する地位にある者（地方自治法第180条の5第1項又は第3項に規定する委員会の委員又は委員にあつては、市長。以下「所属長」という。）に報告しなければならない。**

**2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるとともに、その内容を推進会議に報告しなければならない。**

**3 推進会議は、前項の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、当該報告を行った所属長に対し、必要に応じて対策を指示するものとする。**

**4 推進会議は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告する必要があると認めるときは、委員会に通知するとともに、市長及び当該事案に係る任命権者（以下「市長等」という。）に報告しなければならない。**

**5 委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。**

## 【解説】

不当要求行為等が発生した場合は、職員がその内容を記録し、上司又は職員を管理監督する地位にある者（所属長）に、所定の様式（条例施行規則様式第1号）を用いるなどして、報告することとなる。報告を受けた所属長は、必要な対策を講じるとともに、所定の様式（条例施行規則様式第2号）を用いるなどして、総

務部コンプライアンス担当を通じ、コンプライアンス推進会議に経過を報告する。

報告を受けたコンプライアンス推進会議は、調査を行い、所属長が既に講じている対策に加え、他に講ずべき対策があるときは、所属長に対して必要な対策を指示する。この場合において、当該不当要求行為等に対して警告の必要があると認めるときは、第三者からなるコンプライアンス委員会に通知するとともに、市長及び当該不当要求行為等に関わる任命権者（市長等）に報告する。

通知を受けたコンプライアンス委員会は、調査を行い、その結果について市長等に報告する。その際、市長等が行う措置について、意見を付すことができる。

不当要求行為等への対応の流れについては、15ページの「2 不当要求行為等への対応のフロー」を参考にされたい。

#### **（行為者に対する対応）**

**第13条** 市長等は、前条第5項の規定による報告が不当要求行為等に該当する旨のものであるときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

**2** 市長等は、前項の警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

**3** 市長等は、第1項の警告を行ったにもかかわらず当該不当要求行為等が中止されないときは、市の事務又は事業において、必要な措置を講ずることができる。

**4** 市長等は、前3項による対応を講ずるときは、前条第5項の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。

#### **【解説】**

不当要求行為等に対して市長等が行う警告や措置について規定している。

前条第5項の規定に基づき、コンプライアンス委員会から調査結果の報告がなされると、市長等はコンプライアンス委員会の意見を尊重しながら、不当要求行為等の行為者に対して、文書で警告を行うこととなる。

市長等は、警告を行う場合において必要と認めるときは、行為者の氏名や警告の内容その他の事項を公表することができる。

なお、市長等が警告を行ったにもかかわらず不当要求行為等が中止されないときは、競争入札参加資格者指名停止などの措置を講ずることとなるが、その際には、コンプライアンス委員会からの意見を尊重しながら措置を講ずることとなる。

## **第5章 公益通報**

#### **（公益通報の方法）**

**第14条** 職員等は、公益通報の必要があると認めるときは、委員会に対して通報するものとする。

**2** 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、匿名による通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

**3 職員等は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。**

**【解説】**

市政運営上の違法行為等を発見した場合は、所定の様式（条例施行規則様式第3号）を用いるなどして、コンプライアンス委員会の委員（32ページ参照）へ直接通報することとなる。

また、通報する際は、原則として実名で行わなければならないが、匿名であっても、その通報対象事実に確信できる根拠資料がある場合は、公益通報をすることができる。

「確実な資料」とは、公文書のみならず、通報対象事実が存在することを確認又は容易に類推することが可能である資料又は事実をいう。

公益通報の流れについては、16ページの「3 公益通報制度のフロー」を参考にされたい。

**（通報対象）**

**第15条 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業に関する事実、市施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次のいずれかに該当するものを対象とする。**

- (1) **法令に違反する事実**
- (2) **人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実**
- (3) **前2号に該当するおそれのある事実**

**【解説】**

公益通報の対象となる事実について規定している。

通報対象は、条例第2条第8号に規定する「市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等」に係る事実に限定しており、市の事務事業に関連しないものは対象としていない。

**（通報対象事実に関する委員会の調査等）**

**第16条 委員会は、公益通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。**

- 2 **委員会は、公益通報の概要と対応方針を市長等に報告するものとする。**
- 3 **委員会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。**

**【解説】**

公益通報を受理したコンプライアンス委員会は、調査をするか否かを十分に検

討し、その結果を通報者に対し理由を付して通知するとともに、公益通報の概要と対応方針を市長等に報告する。

また、調査を行う場合は、通報者の秘密を守り通報者が特定されないよう十分に配慮し、適切と認められる方法で調査することとなる。

#### **(調査結果に基づく措置の実施)**

**第17条** 委員会は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときはその内容を、あると認められなかったときはその旨を、市長等に報告するものとする。

**2** 市長等は、通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行うものとする。

**3** 市長等は、是正措置等の結果を委員会に通知するものとする。

#### **【解説】**

コンプライアンス委員会は、調査を行った結果を市長等に報告し、それを受けた市長等は、通報対象事実がある場合には、是正措置や再発防止策等を講じ、必要に応じて関係者の処分を行う。

また、是正措置等を講じた市長等は、コンプライアンス委員会へ是正措置等の結果を通知する。

#### **(通報者への是正措置等の通知)**

**第18条** 委員会は、市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

#### **【解説】**

市長等から是正措置等の結果の通知を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を関係者の名誉やプライバシー等に配慮しながら、通報者に通知することを規定している。

#### **(是正措置等の公表)**

**第19条** 市長等は、是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を適宜公表するものとする。

#### **【解説】**

是正措置等を講じた場合の公表について規定しているものであり、公表は適宜判断することとなるが、市長等がその公表に当たっては、通報者等を含めた個人情報等の取扱いに配慮する必要があることはいうまでもない。

#### **(是正措置等の確認)**

**第20条** 市長等は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

**【解説】**

市長等は、是正措置等を講じた場合、それで終わりではなく、是正措置等が有効に機能しているかどうかの確認をして、追加の是正措置等が必要であれば、更に改善策等を講ずることとなる。

**(通報者等の保護)**

**第21条** 市長等は、通報者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者に対し、公益通報をしたこと又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

**【解説】**

公益通報者保護法を念頭に置き、公益通報をした者や通報対象事実に係る調査に協力した者に対して、そのことを理由とした人事上の不利益な取扱いや、業務上必要な情報を与えないなどの不利益な取扱いをしてはならないことを規定している。

**(市民等による公益目的通報)**

**第22条** 市民等は、第15条に規定する事実がある場合は、委員会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

2 第14条第2項及び第3項並びに第16条から前条までの規定は、前項に規定する公益目的通報について準用する。この場合において、これらの規定中「職員等」とあるのは、「市民等」と読み替えるものとする。

**【解説】**

これまで定めていた「小樽市職員等公益通報処理要綱」においても、職員等のほか市民からの公益通報について定めていたことから、本条例においても職員等に準じて市民等が通報できることを規定している。

## 第6章 雑則

**(職員等の協力)**

**第23条** 職員等は、この条例の規定に基づき委員会又は推進会議が行う調査に誠実に協力しなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した職員等は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**【解説】**

コンプライアンス委員会やコンプライアンス推進会議が行う調査は、職員等の協力がなければ円滑に行うことができないため、明文化した。

また、秘密保持については、在職中のみならず退職後も当然守らなければならない



ないことである。

**(報告及び公表)**

**第24条** 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を議会に対して報告するとともに、公表するものとする。

**【解説】**

毎年度、本条例の運用状況を議会に報告するとともに、市のホームページ等にその概要を公表し、透明性を高めることとした。

**(委任)**

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**【解説】**

本条の規定に基づき、次の事項を規則で定めている。

- ① 不当要求行為等に係る報告並びに調査及び調査報告について
- ② 公益通報に係る通報方法並びに調査及び調査報告について

**附 則**

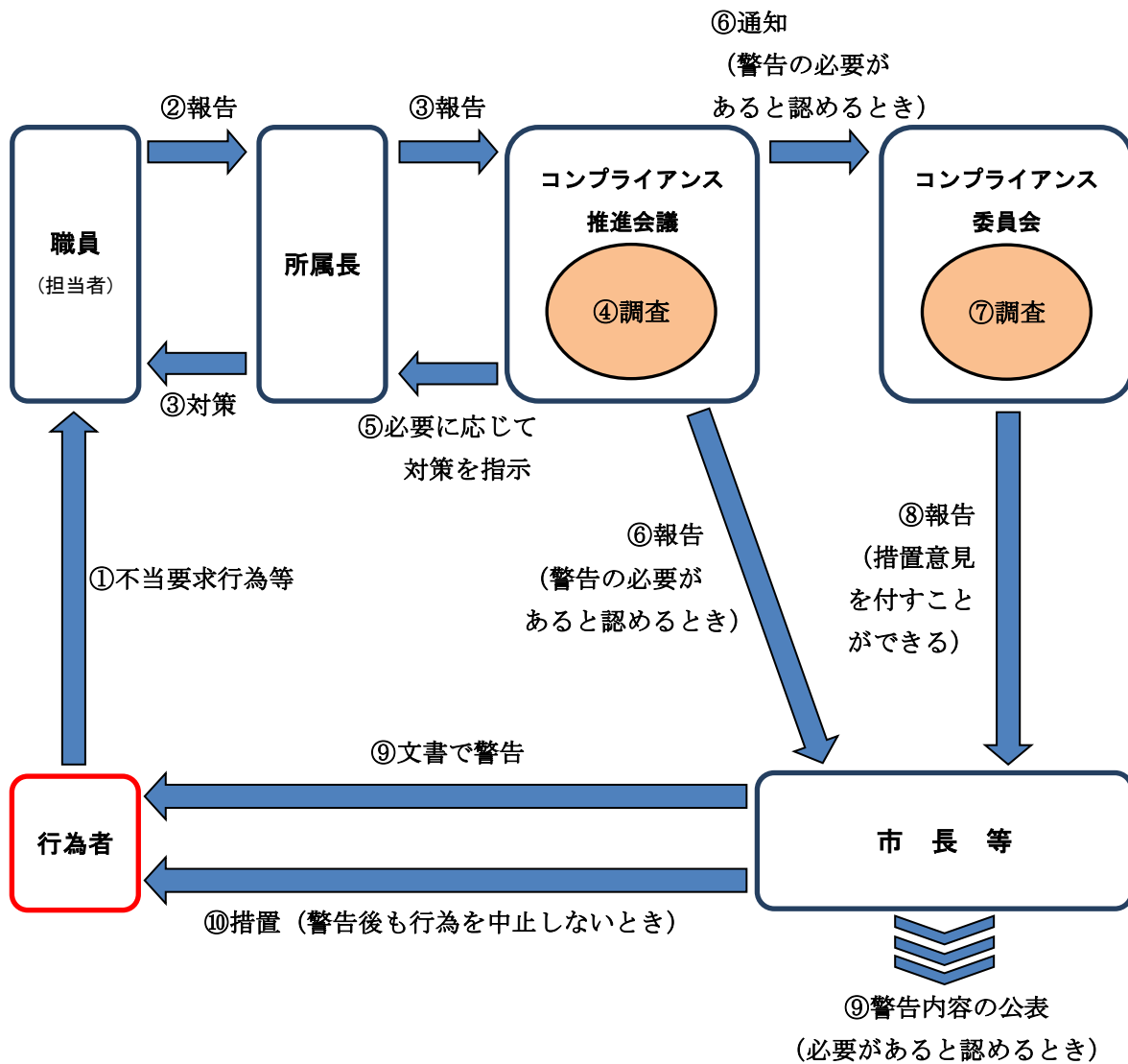
この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第4章から第6章（第24条及び第25条を除く。）までの規定は、平成24年7月1日から施行する。

**【解説】**

本条例の施行日は、基本的なことを定めている第1章の総則や第3章の利害関係者との間の禁止行為については、平成24年4月1日とした。

コンプライアンス委員会等に関係する条項については、設置時期の関係から、平成24年7月1日からの施行とした。

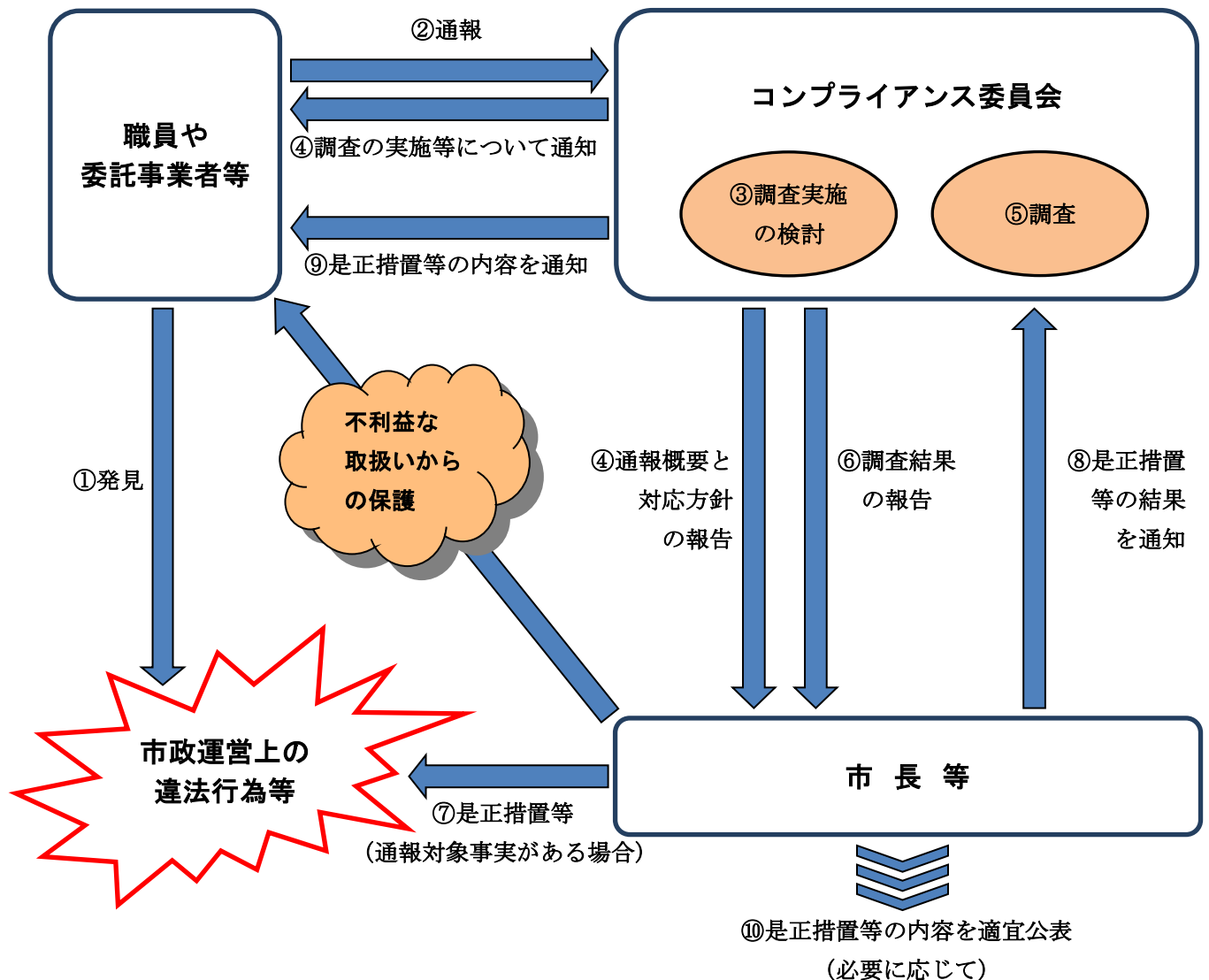
## 2 不当要求行為等への対応のフロー



### <参考条文>

- ② 報告 . . . . . 条例第12条第1項、規則第9条第1項
- ③ 対策 . . . . . 条例第12条第2項
- 報告 . . . . . 条例第12条第2項、規則第9条第2項
- ④ 調査 . . . . . 条例第12条第3項、規則第10条
- ⑤ 指示 . . . . . 条例第12条第3項
- ⑥ 通知、報告 . . . 条例第12条第4項
- ⑦ 調査 . . . . . 条例第12条第5項、規則第10条
- ⑧ 報告 . . . . . 条例第12条第5項、規則第11条
- ⑨ 警告 . . . . . 条例第13条第1項
- 公表 . . . . . 条例第13条第2項
- ⑩ 措置 . . . . . 条例第13条第3項

### 3 公益通報制度のフロー



#### <参考条文>

- ② 通報・・・条例第14条、規則第12条第1項から第3項まで
- ③ 検討・・・条例第16条第1項
- ④ 通知・・・条例第16条第1項、規則第13条第2項  
報告・・・条例第16条第2項、規則第13条第3項
- ⑤ 調査・・・条例第16条第3項、規則第14条
- ⑥ 報告・・・条例第17条第1項、規則第15条
- ⑦ 是正措置等・・・条例第17条第2項
- ⑧ 通知・・・条例第17条第3項、規則第16条第1項
- ⑨ 通知・・・条例第18条、規則第16条第2項
- ⑩ 公表・・・条例第19条
- 不利益な取扱いからの保護・・・条例第21条

## 4 Q&A

- (1) コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議 …… Q. 1 ・ Q. 2
- (2) 利害関係者との間の禁止行為
  - ① 利害関係者 …………… Q. 3 ～ Q. 8
  - ② 冠婚葬祭 …………… Q. 9 ～ Q. 15
  - ③ 会食・旅行 …………… Q. 16 ～ Q. 20
  - ④ 遊技 …………… Q. 21 ～ Q. 23
  - ⑤ 贈答品 …………… Q. 24 ～ Q. 30
  - ⑥ 謝礼 …………… Q. 31
  - ⑦ 便宜供与等 …………… Q. 32
- (3) 不当要求行為等 …………… Q. 33 ～ Q. 39
- (4) 公益通報 …………… Q. 40 ～ Q. 54
- (5) 雑則 …………… Q. 55

### (1) コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議

#### Q. 1 コンプライアンス委員会とは、どんな組織で何をするのですか。

A. 市におけるコンプライアンスの確保についての調査や検討を行うことのほか、職員等及び市民等からの公益（目的）通報を受ける窓口となっています。

委員会のメンバーは、法令に関し高い識見を有する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する3人以内の委員です。

《第8条》

#### Q. 2 コンプライアンス推進会議とは、どんな組織で何をするのですか。

A. 市におけるコンプライアンスの確保のための検討を行うほか、不当要求行為等の報告を受けた場合には、事実関係を調査し、その対策の指示を行います。また、警告の必要がある事案の場合には、コンプライアンス委員会に通知をし、市長等にも事案の報告をします。

会議のメンバーは、条例施行規則に定めるとおり、副市長、総務部長、財政部長、建設部長及び水道局長並びに市長が必要と認める都度任命する若干名の市職員です。《第9条》

## (2) 利害関係者との間の禁止行為

### ① 利害関係者

#### Q. 3 非営利の団体は、利害関係者となりますか。

A. 非営利の団体であっても、その団体への許認可等や補助金等を交付する事務などに携わっている職員については、その非営利の団体は利害関係者となります。《第2条》

#### Q. 4 議員は利害関係者に該当するのでしょうか。

A. 議員ということだけでは、利害関係者に該当しません。  
ただし、許認可や補助金等の交付などの事務に携わる職員に、事業者として議員が接触する場合は、利害関係者となります。《第2条》

#### Q. 5 報道関係者は利害関係者に含まれるのでしょうか。

A. 取材活動をしている記者は、一般には利害関係者に該当しません。  
《第2条》

#### Q. 6 契約を締結した業者の下請業者は、利害関係者に該当しますか。

A. 契約を締結した業者の下請業者は、直接には利害関係者に該当しません。しかし、下請業者の従業員が、契約を締結した業者の利益のために、職員に対して贈与、接待等の行為を行う場合は、契約を締結した業者の「従業員、代理人等」に該当して利害関係者となります。《第2条》

#### Q. 7 契約事務担当者にとって、指名競争入札参加名簿に登録されている全ての業者は、利害関係者に該当することとなりますか。

A. 名簿への登録は、指名の対象になるための前提条件にすぎず、名簿に登録されているだけでは「当該契約の申込みをしようとしていることが明らかであるもの」とはいえませんが、利害関係者に該当しません。

指名競争入札は、指名競争入札参加資格者名簿に登録されている数多くの業者の中から、市が選定した数社の指名業者により入札を行います。市が指名業者を選定する期間中は、業者側は指名が行われることを知り得ません。指名されたことによって、業者側は「当

該契約の申込みをしようとしていることが明らかであるもの」として利害関係者に該当することとなります。《第2条》

**Q. 8 用地交渉のように、市の側から契約の申込みをする契約の相手方は、いつの時点から契約担当職員の利害関係者に該当することとなりますか。**

A. 契約のための交渉が始まった時点から、利害関係者に該当することとなります。《第2条》

## ② 冠婚葬祭

**Q. 9 職員の婚約者が勤めている会社が、その職員にとって利害関係者に該当する場合、結婚披露宴で婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀を受け取ることはできますか。**

A. 婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀は、職員へのものではなく婚約者へのものと考えられるため、祝儀に名を借りて職員に渡す趣旨のものでない限り、受領して差し支えありません。《第11条》

**Q. 10 利害関係者から香典を受け取ることは認められますか。**

A. 香典は、社会通念上儀礼の範囲内と認められますので、法外な金額でない限り、受領して差し支えありません。《第11条》

**Q. 11 利害関係者から弔電を受け取ってもよいですか。**

A. 弔電を受け取ることは、物品の贈与を受けることには該当しません。また、ふくさ等の附属品についても、高価なものでない限りは、受領して差し支えありません。《第11条》

**Q. 12 補助金の交付申請を行っている会社社長が、職員の近隣に居住している関係から、職員が喪主となっている通夜に香典を持ってきました。近隣に住む者が通夜に訪れることは慣例となっており、常識的な額の香典であれば、私的な関係に該当するものとして受領して差し支えないでしょうか。**

A. 受領して差し支えありません。

本件のように慣例にならって通夜に訪れることは、「近所付き合い」という職員の身分にかかわらない関係によるものであり、条例第1

1条第1項の「私的な関係」に該当することから、香典の額が社会通念上儀礼の範囲内であれば、受領しても問題ありません。

《第11条》

**Q. 13 葬儀の際、利害関係者の負担により葬儀会場に花輪が用意される場合があります。花輪自体は、儀礼として会場に用意されるものであること、葬儀の終了と共に撤去され何ら遺族の財産上の利益にならないものであることから、贈与には当たらないものと解して差し支えありませんか。**

A. 供花や供物は、長時間設置されることで誰でも見るのが可能であり、疑惑や不信を招くおそれがあるため、設置しないことが望ましいと考えます。

なお、葬儀開始後に、設置してあることに気付いた場合には、故人との関係を考慮して、弔問客が帰られてから撤去するなどの検討も必要でしょう。《第10条》

**Q. 14 職員が、利害関係者に該当する友人の祖父が亡くなったことから、自費で弔電を送ったところ、挨拶状とともに香典返しが送付されてきました。受領することは可能でしょうか。**

A. 受領して差し支えありません。

弔電を打ったことに対する返礼の挨拶状と一体のものであることから、市民等が疑惑や不信を抱くおそれはなく、禁止行為には該当しません。《第11条》

**Q. 15 利害関係者が喪主となっている葬式に会葬した際、通夜振る舞いの食事の提供を受けることは認められますか。**

A. 職務に関係のない私的な関係に基づくものであれば、社会通念上儀礼の範囲内として認められます。《第11条》

### ③ 会食・旅行

**Q. 16 市職員を派遣している公益的法人等が主催する会議に出席することとなりました。この会議は、午前から午後にかけて開催され、昼食時に弁当が支給されましたが、食べても差し支えないでしょうか。**

A. 職務上必要な会議等における会食であると任命権者が認めた場合は、禁止行為に該当しないこととなります。《第11条》

**Q. 17 実行委員会の事務局を持つA課の職員が、実行委員会の打ち上げに参加することは可能でしょうか。**

A. 職務上必要な会食と認められる行為であって、任命権者が認めた場合又は市が主催する行事に伴って行う場合であれば、禁止行為には該当しません。《第 11 条》

**Q. 18 同じ職場内に利害関係者となるものが存在することがあります。このような職場において、忘年会や職場旅行を行ってもよいでしょうか。**

A. 忘年会や職場旅行といったものは、課単位などの組織で行われているものが多く、そこに利害関係者が含まれているということは、条例上の禁止行為に該当しますので、行ってはならない行為となります。《第 11 条》

**Q. 19 OBと職員とで結成している野球チームが、試合のため遠征することになりました。OBの中には利害関係者に該当する者が含まれていますが、この遠征に参加することは、利害関係者とともに「旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。」に該当しますか。**

A. 職務に関係のない私的な関係に基づくものであれば、禁止行為には該当しません。

ただし、利害関係者とだけで移動することや、宿泊先で利害関係者とだけの同室となることは、禁止行為に該当することとなります。《第 11 条》

**Q. 20 利害関係者に該当する者も出席する場合は、大学や高校の同窓会にも出席できないのでしょうか。**

A. 出席できます。

会費を支払って同窓会に出席し、利害関係者である友人と共に飲食したとしても、学生時代の友人は「個人的な友人関係」に当たるため、条例上の禁止行為には該当しません。《第 11 条》



#### ④ 遊技

**Q. 21 利害関係者とのゴルフや遊技は、割り勘で、疑惑や不信を持たれない範囲なら許されると考えます。禁止するのは行き過ぎではないのでしょうか。**

A. たとえ割り勘の場合でも、許認可や補助金等の交付などの事務に携わっている職員等が、利害関係者とだけでゴルフや遊技を行うことは認められません。なぜなら、利害関係者と一緒にゴルフや遊技をする姿は、外から見て職務執行の公正さに対して疑問を持たれるためです。《第 11 条》

**Q. 22 職員と同じ町内に住む利害関係者とゴルフを行うことは可能でしょうか。**

A. 同じ町内に住んでいるからといって、利害関係者とだけでゴルフを行うことは認められません。

ただし、職務に関係のない私的な関係に基づくものであれば、禁止行為には該当しませんが、その場合であっても、疑惑や不信を招かないよう注意が必要です。《第 11 条》

**Q. 23 職員は、利害関係者が参加するゴルフコンペや、利害関係者に該当するOB数名も参加するOB会のゴルフコンペに参加することはできないのでしょうか。**

なお、いずれのコンペも、30～40 人以上が参加する規模のものです。

A. 職員が会員となっているゴルフクラブの月例コンペやOB会のゴルフコンペに、たまたま利害関係者が参加していたとしても、そのゴルフコンペに参加することは差し支えありません。

ただし、利害関係者しか参加しない場合については、条例上の禁止行為に該当することとなります。《第 11 条》

#### ⑤ 贈答品

**Q. 24 来賓として出席した会議において菓子箱が手渡されましたが、受領することは可能でしょうか。**

A. 来賓者全員に菓子箱が手渡される状況であれば、職務として出席した会議における飲食等と同様な扱いとみなせますので、受領して差し支えありません。《第 11 条》

**Q. 25 所属長が、利害関係者が持参した土産等を、所属職員に配ろうとしています。受け取ってもよいのでしょうか。**

A. 所属長が利害関係者から土産等を受領することは、禁止事項にある物品等の贈与を受けることに該当します。また、各職員がそのことを知りながら、その土産等を受け取ることも同様です。《第 11 条》

**Q. 26 利害関係者から、お中元等が留守中に自宅に配送されてきた場合は、どうしたらよいのでしょうか。また家族が誤って開封した場合はどうしたらよいのでしょうか。**

A. お中元等が自宅へ配送されてきた場合は返送することとなります。家族が誤って開封した場合には、再包装をした上で返送することとなりますし、食品等を家族が食してしまった場合には、同じ品物（同じものがない場合は、同額のもの）を購入し返送することとなりますので、家族の理解と協力も必要です。  
なお、返送の際には、相手方にその趣旨が伝わるようにしてください。《第 11 条》

**Q. 27 郵送や宅配によって中元等が配達されてきた場合の、返送の手続はどうすればよいのでしょうか。**

A. 受領印を押す前に配達担当者に受け取らない旨を伝えれば、受取拒否をすることができます。  
受領印を押してしまうと、配達が完了したことになるので、一般的には受取拒否をすることはできなくなります。このような場合は、送り主に対して、受け取ることができないので送り返すことを伝え、自分で配達料を負担して返送するか、受取人払いで送付することを相手方の了承を得て返送することになります。  
送られてきたことについて上司へ報告する際には、返送時の伝票や帳票類を見せ、誰から何が送られてきたのかを説明しましょう。そして帳票類は職場で保管しておきましょう。  
また、再度返送されてきた場合の処理についても、あらかじめ相談しておきましょう。  
《参考》日本郵便では、次の条件を全て満たしている場合のみ、受領後であっても、受取拒否をすることができます。

- ① 多人数が集合する場所に配達されたもので、本人以外が受け取ったものである。
- ② 受領後、遅滞なく受取拒否の申出がある。
- ③ 郵便物等の封かんに異常がない。

④ 配達証明、特別送達、代金引換を利用していない。

**Q. 28 利害関係者から物品が送られてきたので送り返しましたが、相手方が不在で連絡がつかず、配達業者が当方に返送してきました。この物品はどのように取り扱えばよいのでしょうか。**

A. 送り返すときに必要な措置を講じていれば、上司との相談結果に基づき処理することになります。

(例) 送り主の個人宅に送り返したが、不在等により返送されてきたので、送り主の会社へ電話をして、再度返送した。

**Q. 29 職員が、職務上知り合った会社役員から趣味で撮影した写真をフレーム付きで贈られることとなりました。当該役員は、当該職員にとって利害関係者に該当しますが、受領することは可能でしょうか。**

A. 利害関係者から金銭、小切手、商品券、物品等の贈与を受けることは禁止行為に該当しますが、フレームの代金に相当する金額を支払えば、受領することは差し支えありません。《第 11 条》

**Q. 30 利害関係者であるOBから、在職時代の思い出などを内容とする本(非売品)を自費出版したので、無償で職員に配布したいとの申出がありました。受け取っても問題はないでしょうか。**

A. 自費出版した記念品的なものであるため、受け取っても差し支えありません。

**⑥ 謝礼**

**Q. 31 利害関係者からの依頼に応じて、無報酬で職員が講演を行ったところ、事後に当該事業者から、講演録及び講演時に配付した資料を出版物に掲載するので、謝礼を支払いたいという申出がありました。職員がこの報酬を受け取ることに問題はないでしょうか。**

A. 講演、出版物への寄稿等に伴い、謝礼又は報酬を受けることに該当しますので、利害関係者から謝礼を受け取ることはできません。《第 11 条》

## ⑦ 便宜供与等

**Q. 32 職務として出席した利害関係者の事務所での打合せが長引き深夜に及んだ場合など、利害関係者からタクシーの提供を受けることは条例上の禁止行為に該当しますか。**

A. 打合せが長引き深夜に及んだ場合でも、利害関係者が職員のために特別に用立てたタクシーを利用したり、タクシーチケットの提供を受けたりすることは禁止行為に該当します。

深夜に及ぶことが事前に分かっている場合には、タクシーチケットを用意しておきましょう。《第 11 条》

## (3) 不当要求行為等

**Q. 33 不当要求行為等があったのに、相手方から「記録しないでほしい」と言われたらどうしたらよいのでしょうか。**

A. 「正確な対応をするために記録させてもらっています。」と言って相手方の理解を求めましょう。なお、要求を取り下げたときには、取下げに至るまでの経過を記録として残すようにしましょう。

後日になって、記録の内容を確認したいという申出があったときは、情報公開請求として受け付け、開示文書中に第三者の個人情報等があるときは、その部分は非開示として相手方に確認してもらうこととなります。《第 12 条》

**Q. 34 相手方が暴力行為に及び、その場で記録できる状況でないときはどのようにしたらよいのでしょうか。**

A. その場で記録することで相手方を抑制できる場合もありますが、暴力行為等によりその場での記録が難しいときは、無理をせず、後に記録するようにしましょう。

また、そのような場合は、周囲や警察に協力を要請するなどして、一人で対応するのではなく、複数人で対応することが大切です。《第 12 条》

**Q. 35 不当要求行為等があった場合、コンプライアンス推進会議やコンプライアンス委員会の調査結果が出るまで、行為者その他関係者に対する許認可等を保留してもよいのでしょうか。**

A. 処理期間が法律等で定められているときは、コンプライアンス推

進会議やコンプライアンス委員会が調査中であることをもって、許認可等を保留することはできません。

コンプライアンス推進会議やコンプライアンス委員会が調査をする内容は、要求行為等に不当性があり、公正な職務の遂行が妨げられたかどうかということであり、許認可等の判断をするものではありません。

不当と思われる要求行為等に対しては、組織としてき然とした対応を取り、公正な職務遂行に努めることとなります。

**Q. 36 不当要求行為等の内容の記録は、どの時点から行うべきでしょうか。**

A. 要求に応じることができない旨を十分に説明してもなお、要求をやめない場合、すなわち、公正な職務の執行を妨げられることとなる場合が不当要求行為等に該当する時点です。

しかし、通常は、市民等の御意見を聴き、メモを取る対応をしていると思いますので、どの時点から記録しなければならないというものではありません。《第 12 条》

**Q. 37 報告した不当要求行為等は、全てコンプライアンス委員会の調査を受けるのでしょうか。**

A. コンプライアンス委員会が調査を行うのは、コンプライアンス推進会議から、警告の必要があると認められる事案の通知を受けた場合に限られますので、全ての不当要求行為等について調査をするものではありません。《第 12 条》

**Q. 38 不当要求行為等に対して、コンプライアンス委員会から報告を受けた市長等は、何をするのでしょうか。**

A. 報告を受けた市長等は、コンプライアンス委員会から付された意見を尊重しながら、当該行為者に対して文書による警告を行うこととなりますが、警告を行ったにもかかわらず不当要求行為等が中止されない場合は、市の措置を行うこととなります。

また、警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができます。

なお、この警告や措置により、不当要求行為等に基づいて執行された許認可等が、当然に無効となるものではありません。《第 13 条》

**Q. 39 不当要求行為等に係る記録を所属長に報告することになっていますが、具体的には誰に報告すればよいのでしょうか。また、コンプライアンス推進会議への報告は、どのようにすればよいのでしょうか。**

A. 不当要求行為等に係る記録は、条例施行規則で定める様式第1号（要求行為等記録票）を使用し、各所属部長まで報告することになります。

コンプライアンス推進会議への報告は、条例施行規則で定める様式第2号（要求行為等報告書）を使用し、各所属部長が報告することになります。《第12条》

#### (4) 公益通報

**Q. 40 会計年度任用職員も公益通報できるのでしょうか。**

A. この条例にいう「職員等」には、会計年度任用職員を含めた一般職の職員だけではなく、特別職の職員も含まれ、さらには、市の委託業務に従事する従業員や指定管理業務に従事する者も含まれますので、公益通報をすることができます。《第2条・第14条》

**Q. 41 公益通報はどのようにして行えばよいのでしょうか。**

A. 条例施行規則第12条に基づき、様式第3号を、郵送、ファクシミリ又は電子メールでコンプライアンス委員会の委員へ直接通報することになります。《第14条》

**Q. 42 電話による公益通報も受けしてもらえるのでしょうか。**

A. 電話による第一報は構いませんが、聴き取った者の解釈により、通報内容が違うものになってしまう場合は、通報対象者のみならず通報者にも迷惑が掛かるおそれがあるため、後ほど、書面を提出していただくこととなります。《第14条》

**Q. 43 緊急を要する事態なので、コンプライアンス委員会ではなく警察に通報してもよいのでしょうか。**

A. 本条例の公益通報制度は、警察等の適切な関係機関への通報を制約するものではありません。

また、事案によっては、通報者のみならずコンプライアンス委員

会から適切な関係機関へ通報することもあります。

**Q. 44 公益通報を受けた委員会が調査を行わないのは、どのような場合でしょうか。**

- A. ① 通報内容が事実でないことが明らかな場合  
② 通報内容が不明瞭な場合  
③ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合  
④ 市の事務事業に関連しないことが明らかな場合  
⑤ 同一事案について、一度調査している場合  
などが考えられます。

**Q. 45 個人情報に係る公益通報は、地方公務員法の守秘義務や個人情報保護条例に抵触するのではないのでしょうか。**

- A. 公益通報の対象となる「通報対象事実」は、法令に違反する事実等を指していますので、通報をすることによって、守秘義務違反に問われることはないものと考えられます。

個人情報保護条例第11条では、個人情報を目的外に利用、又は提供することを制限していますが、同条第2項において、人命保護のために緊急を要するときなどを例外として規定していることから、個人情報保護条例の違反にも該当しません。

なお、調査の結果、通報事実がなかったとしても、そのことを理由として不利益な取扱いや処分等を受けることはありません。

ただし、他人に損害を与える目的の通報は、公益通報には含まれませんし、守秘義務違反等に問われることもあります。

**Q. 46 職員の職務についての法令違反行為を発見した場合は、必ず公益通報しなければならないのでしょうか。**

- A. 行政を執行するに当たり、法令違反行為を発見した場合は、各職場において直ちに是正することが必要です。

組織的に、あるいは権限を有する者からの指示によって不正事務が執行されている場合は、一個人の力で是正することは困難と思われるので、適法かつ公正な行政執行を推進するためにも、公益通報を行ってください。《第14条》

**Q. 47 コンプライアンス委員会による調査の段階で、公益通報したことが他の人に知られてしまうのではないのでしょうか。**

A. コンプライアンス委員会委員や事務局職員はもとより、調査に協力した職員にも守秘義務を課しており、誰が公益通報したかということが特定されないよう配慮しています。《第 16 条》

**Q. 48 公益通報したために職場で嫌がらせを受けるようなことはないのでしょうか。**

A. 公益通報の窓口は、職場と一線を画すため、第三者からなるコンプライアンス委員会の委員としており、嫌がらせを受けることがないような体制づくりをしています。

なお、公益通報者保護法及び本条例においても、通報者等の保護を規定しておりますので、公益通報したために嫌がらせ等を受けていると感じることがあるときは、コンプライアンス委員会に相談してください。《第 14 条・第 16 条・第 21 条》

**Q. 49 条例では、「公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない」旨を規定していますが、「不利益な取扱い」とは人事上の処分のことを言うのでしょうか。**

A. 不利益な取扱いとは、懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）に限らず、次のような事実上の不利益な取扱いなども含まれます。

- ・ 懲戒処分に該当しない行政措置としての訓告、嚴重注意など
- ・ 不利益な配置の変更など人事上の差別取扱いの作為又は不作為
- ・ 昇給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又は不作為
- ・ 退職の強要
- ・ 仕事を与えない
- ・ 専ら雑務に従事させるなど就業環境を害する 《第 21 条》

**Q. 50 匿名で公益通報をしましたが、調査の段階で通報者が明らかになったとしても、不利益な取扱いの禁止が適用されるのでしょうか。**

A. 公益通報者保護法では、公益通報をしたことを理由として、通報者に対して、懲戒処分やその他不利益な取扱いをしてはならないと規定しております。したがって、調査の段階で通報者が明らかになったとしても、不利益な取扱いを受けることはありません。《第 21 条》



**Q. 51 身に覚えのないことで公益通報され、不利益な取扱いをされないか心配です。**

A. 通報事実については、通報対象となっている職員等からもコンプライアンス委員会がヒアリングを行うなど、客観的に調査を行うこととなりますので、違法・不当な事実がない限りは、不利益な取扱いをされることはありません。

**Q. 52 不利益な取扱いを受けたと感じた場合は、どのような機関へ相談すればよいのでしょうか。**

A. 公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと感じた場合は、次の機関へ相談してください。

市長部局等（下記以外）の職員……………小樽市公平委員会  
（総務部総務課行政係 0134(32)4111 内 214)

水道局職員……………小樽市水道局苦情処理共同調整会議  
（水道局総務課 0134(32)4111 内 552)

病院局職員……………小樽市病院局苦情処理共同調整会議  
（病院局小樽市立病院事務部事務課 0134(25)1211 内 2050)

ちなみに、附属機関の委員など、特別職については上記の機関へ相談することはできませんので、北海道労働委員会（011-204-5667（直通））へ相談することとなります。

**Q. 53 職場でセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントがあったときは、どこに相談したらよいのでしょうか。**

A. 職場でハラスメントがあった場合は、公益通報ではなく、次の職員等に相談することになります。

市長部局等（下記以外）の職員…総務部職員課長及び職員課職員  
（0134(32)4111 内 215)

水道局職員……………水道局総務課長及び総務課職員  
（0134(32)4111 内 552)

消防本部・消防署職員……………消防本部総務課長及び総務課職員  
（0134(32)4111 内 593)

教育委員会所管職員………教育部教育総務課長及び教育総務課職員  
（0134(32)4111 内 522)

病院局職員……………病院局小樽市立病院事務部内相談窓口  
（0134(25)1211 内 2035 又は 2050)

**Q. 54 入札談合に関する情報は、公益通報として、コンプライアンス委員会へ通報すればよいのでしょうか。**

A. 入札談合に関する情報が業者のみのものであるときは、財政部契約管財課に連絡することとなります。詳しくは、「小樽市談合情報対応要領」を参照してください。

ただし、その情報に市職員が関わっている場合は、公益通報として、コンプライアンス委員会へ通報してください。

## (5) 雑則

**Q. 55 コンプライアンス委員会から職務について聴き取り調査をしたいと連絡があったときはどうすればよいのでしょうか。**

A. 職員等には、コンプライアンス委員会への協力義務がありますので、コンプライアンス委員会から聴き取り調査等の依頼があったときは、積極的に協力してください。

また、個人情報や税情報等をコンプライアンス委員会に情報提供してよいかどうか迷ったときは、事務局（総務部コンプライアンス担当）に相談してください。

なお、調査に協力した際に知り得た情報を他に漏らしてはいけません。《第 23 条》

## 5 コンプライアンス委員会委員名簿

役職等	氏名／連絡先
委員長	弁護士 西尾 弘美 (にしお ひろみ)  〒 047-0024 小樽市花園2丁目6番7号 小樽プラムビル2階 西尾弘美法律事務所 電話 0134(26)6351 ファクス 0134(26)6352
副委員長	大学教授 河森 計二 (かわもり けいじ)  〒 047-8501 小樽市緑3丁目5番21号 小樽商科大学 電話 0134(27)5361
委員	弁護士 鹿角 健太 (かづの けんた)  〒 047-0032 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル5階 鹿角健太法律事務所 電話 0134(24)8755 ファクス 0134(26)6551 メール <a href="mailto:toiawase@kazuno-law.jp">toiawase@kazuno-law.jp</a>

## 6 資料

### (1) 小樽市職員倫理条例

#### 目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議（第8条・第9条）

第3章 利害関係者との間の禁止行為（第10条・第11条）

第4章 不当要求行為等（第12条・第13条）

第5章 公益通報（第14条―第22条）

第6章 雑則（第23条―第25条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、職員が公務を遂行するに当たり、法令の遵守及び倫理の保持のために必要な事項を定めることにより、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。
- (2) 職員等 次のいずれかに該当する者をいい、これらの者であった者を含む。
  - ア 職員
  - イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく業務に従事する者
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者
- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例並びに市の機関が定める規則（規程を含む。）及び訓令をいう。
- (4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (5) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、次条に規定する基本的な心構え及び第4条に規定する職員の責務に基づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。
- (6) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの（そのものの従業員、代理人等を含む。）をいう。
  - ア 許認可等をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っているもの、当該許認可等の申請をしているもの及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかであるもの
  - イ 補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っているもの、当該補助金等の交付の申請をしているもの及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるもの
  - ウ 立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査等を受けるもの
  - エ 不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の相手方となるべきもの

オ 行政指導をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められているもの

カ 契約に関する事務 当該契約を締結しているもの、当該契約の申込みをしているもの及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかであるもの

(7) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利又は不利な取扱いをするよう要求する行為

イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

ウ 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公務の執行に支障を生じさせる行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人が有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為

(8) 公益通報 公益を守るために、職員等が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

#### (基本的心構え)

**第3条** 職員は、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを深く自覚し、市民から信頼される職員となるよう常に公務員としての資質の向上に努めるとともに、公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、常に法令を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### (職員の責務)

**第4条** 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、常に公平かつ公正に職務を遂行し、公務員としての信用を損なうことのないようにしなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民等（市民その他市政に関わりのある者をいう。以下同じ。）に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めるとともに、不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

4 職員は、自らの職務に関連する法令に精通するよう努め、職務を適正に遂行しなければならない。

5 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、公正に職務を遂行しなければならない。

#### (管理監督者の責務)

**第5条** 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

#### (任命権者の責務)

**第6条** 任命権者は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

#### (市民等の責務)

**第7条** 市民等は、職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

## 第2章 コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議 (コンプライアンス委員会の設置)

第8条 法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、小樽市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市におけるコンプライアンスの確保について必要な事項を調査し、又は検討すること。
- (2) 不当要求行為等の調査、報告等に関すること。
- (3) 公益通報の調査、報告等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に必要な事項に関すること。

3 委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、法令に関し高い識見を有する者又は学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## (コンプライアンス推進会議の設置)

第9条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、小樽市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市におけるコンプライアンスの確保に関すること。
- (2) 不当要求行為等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。

3 推進会議は、職員をもって構成する。

4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 利害関係者との間の禁止行為

### (倫理の保持)

第10条 職員は、市民等の疑惑や不信を招くことのないよう、利害関係者との関係に注意を払い、常に倫理の保持に努めなければならない。

### (禁止行為)

第11条 職員は、利害関係者との間において、次に掲げる行為（親族関係、個人的な友人関係その他の私的な関係に基づく行為であって職務に関係のないものを除く。）をしてはならない。

- (1) 金銭、小切手、商品券、物品等の贈与を受けること。
- (2) 会食をすること。
- (3) 遊技（スポーツを含む。）をすること。
- (4) 旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い、謝礼又は報酬を受けること。
- (6) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (7) 適正な対価を支払わずに物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (8) 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利率が通常より著しく低いものに限る。）を受けること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与を受けること。

2 前項各号に掲げる行為のうち、職務上必要な会議等における会食その他職務の執行の公正さを損なうおそれがないと認められる行為であつて、任命権者が認めた場合、市が主催

する行事に伴って前項第2号から第4号までに掲げる行為を行う場合又は社会通念上儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金等を受ける場合は、前項の規定を適用しない。

#### 第4章 不当要求行為等

##### (不当要求行為等への組織的対応)

**第12条** 職員（市長を除く。この項において同じ。）は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事実を知ったときは、直ちに当該行為等の内容を記録し、上司又は職員を管理監督する地位にある者（地方自治法第180条の5第1項又は第3項に規定する委員会の委員又は委員にあつては、市長。以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるとともに、その内容を推進会議に報告しなければならない。

3 推進会議は、前項の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、当該報告を行った所属長に対し、必要に応じて対策を指示するものとする。

4 推進会議は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告する必要があると認めるときは、委員会に通知するとともに、市長及び当該事案に係る任命権者（以下「市長等」という。）に報告しなければならない。

5 委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

##### (行為者に対する対応)

**第13条** 市長等は、前条第5項の規定による報告が不当要求行為等に該当する旨のものであるときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

2 市長等は、前項の警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長等は、第1項の警告を行ったにもかかわらず当該不当要求行為等が中止されなるときは、市の事務又は事業において、必要な措置を講ずることができる。

4 市長等は、前3項による対応を講ずるときは、前条第5項の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。

#### 第5章 公益通報

##### (公益通報の方法)

**第14条** 職員等は、公益通報の必要があると認めるときは、委員会に対して通報するものとする。

2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、匿名による通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

3 職員等は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

##### (通報対象)

**第15条** 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業に関する事実、市施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 法令に違反する事実

(2) 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実

(3) 前2号に該当するおそれのある事実

##### (通報対象事実に関する委員会の調査等)

**第16条** 委員会は、公益通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う

場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 委員会は、公益通報の概要と対応方針を市長等に報告するものとする。

3 委員会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。

#### （調査結果に基づく措置の実施）

**第17条** 委員会は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときはその内容を、あると認められなかったときはその旨を、市長等に報告するものとする。

2 市長等は、通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行うものとする。

3 市長等は、是正措置等の結果を委員会に通知するものとする。

#### （通報者への是正措置等の通知）

**第18条** 委員会は、市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

#### （是正措置等の公表）

**第19条** 市長等は、是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を適宜公表するものとする。

#### （是正措置等の確認）

**第20条** 市長等は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

#### （通報者等の保護）

**第21条** 市長等は、通報者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者に対し、公益通報をしたこと又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### （市民等による公益目的通報）

**第22条** 市民等は、第15条に規定する事実がある場合は、委員会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

2 第14条第2項及び第3項並びに第16条から前条までの規定は、前項に規定する公益目的通報について準用する。この場合において、これらの規定中「職員等」とあるのは、「市民等」と読み替えるものとする。

### 第6章 雑則

#### （職員等の協力）

**第23条** 職員等は、この条例の規定に基づき委員会又は推進会議が行う調査に誠実に協力しなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した職員等は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### （報告及び公表）

**第24条** 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を議会に対して報告するとともに、公表するものとする。

#### （委任）

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第4章から第6章（第24条及び第25条を除く。）までの規定は、平成24年7月1日から施行する。



## (2) 小樽市職員倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小樽市職員倫理条例（平成24年小樽市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(委員会の組織)

第3条 小樽市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員全員の出席がなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 委員会の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者又は専門的な知識を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の会議の特例)

第4条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員の同意を得た上で、委員会の会議の開催に代え、委員に対し、書面により意見を求めることができる。

(1) 緊急を要する事情があるとき。

(2) 事案が軽微なものであるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があるとき。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(推進会議の組織)

第6条 小樽市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充て、委員は財政部長、建設部長及び水道局長並びに市長が必要と認める都度任命する市職員若干名をもって構成する。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第7条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員（委員長及び副委員長を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、自己に関係する事案の会議には参加することができない。

4 推進会議の議事は、出席した副委員長（当該副委員長が議長である場合を除く。）及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会及び推進会議の庶務は、総務部総務課において行う。

**(不当要求行為等の報告等)**

**第9条** 条例第12条第1項の規定による報告は、要求行為等記録票（様式第1号）によるものとする。ただし、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

2 条例第12条第2項の規定による報告は、要求行為等報告書（様式第2号）によるものとする。

3 第1項ただし書の規定は、前項の要求行為等報告書について準用する。

**(不当要求行為等に係る調査)**

**第10条** 委員会及び推進会議は、条例第12条に基づく調査を行うときは、不当要求行為等を受けた職員その他の関係者に対し、必要な資料の提出を求め、説明及び意見を聴くことができる。

2 委員会及び推進会議は、条例第12条に基づく調査を行うときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に対し、意見陳述の機会を付与するものとする。ただし、当該機会を付与することができないことに関し正当な理由があるときは、この限りでない。

3 前項の意見陳述は、書面により行うことができる。

**(不当要求行為等に係る委員会の調査結果の報告)**

**第11条** 委員会は、条例第12条第5項の規定による報告を行うときは、不当要求行為等があると認めた理由又はそれらがないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

**(公益通報の方法等)**

**第12条** 条例第14条第1項及び条例第22条第1項の規定による通報の方法は、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

2 前項の通報は、小樽市公益（目的）通報書（様式第3号）によるものとする。

3 第9条第1項ただし書の規定は、前項の小樽市公益（目的）通報書について準用する。

4 第1項の通報の処理に従事する者は、自己に関係する通報事案の処理に関与してはならない。

**(公益通報の受付等)**

**第13条** 委員会は、条例第14条第1項及び条例第22条第1項の規定による通報を受けたときは、通報受付票（様式第4号）及び通報案件管理台帳（様式第5号）を作成するものとする。

2 委員会は、条例第16条第1項の規定による通知をするときは、様式第6号により行うものとする。

3 委員会は、条例第16条第2項の規定による報告をするときは、第1項の通報受付票を添付して行うものとする。

**(公益通報に係る調査)**

**第14条** 委員会は、条例第16条第3項に基づく調査を行うときは、通報対象事実に係る行為をしたとされる者に対し、意見陳述の機会を付与するものとする。

2 第10条第2項ただし書及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

**(公益通報に係る調査結果の報告)**

**第15条** 委員会は、条例第17条第1項の規定による報告を行うときは、当該通報の内容について、法令違反等があると認めた理由又はそれらがないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

**(是正措置等の通知)**

**第16条** 条例第17条第3項の規定による通知をするときは、様式第7号により行うものとする。

2 委員会は、条例第18条の規定による通知をするときは、小樽市公益（目的）通報に係る是正措置等通知書（様式第8号）により行うものとする。

**(補則)**

**第17条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則** (平25. 2.22規則5)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令2. 3.31規則17)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

要求行為等記録票

日 時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分			
場 所				
方 法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（                      ）			
相 手 方	住 所			
	氏 名			
	職 業			
	連 絡 先			
	参 考 事 項			
要 求 等 の 概 要				
応 対 者	所 属 ・ 氏 名			
記 録 者	所 属			
	氏 名			
部 長	次 長	課 長	係 長	係

※ 相手方については、できるだけ詳細に記載し、名刺等がある場合は、その写しを添付してください。不詳の場合は、風貌等を記載してください。

※ 要求等の概要について、書ききれない場合は、別様に記載してください。

※ この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

様式第2号（第9条関係）

要 求 行 為 等 報 告 書

年 月 日

（宛先）コンプライアンス推進会議

（部長名）

印

発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	連 絡 先	
	参 考 事 項	
応 対 者	所属・氏名	
要求等の概要		
講じた対策		

※ 要求等の概要及び講じた対策について書ききれない場合は、別様に記載してください。

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

様式第3号（第12条関係）

小樽市公益（目的）通報書

年 月 日

（宛先）小樽市コンプライアンス委員会

所属部署 部 課 係

氏 名

連絡先

小樽市職員倫理条例第14条第1項（第22条第1項）の規定に基づき、下記のとおり通報します。

記

件 名	
発生時期	
発生場所	
通報対象者	
内 容	
証拠書類等	有（ ） ・ 無

※ この書面を郵送、ファクシミリ又は電子メールで送ってください。

※ できる限り実名での通報に御協力願います（匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。）。

※ 職員等以外の者が通報する場合は、所属部署欄に住所を記載してください。

※ この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

様式第4号（第13条関係）

通 報 受 付 票

受付番号		受付年月日	年 月 日	受付者	
件 名					
発生時期					
発生場所					
通報対象者					
内 容					
証拠書類等	有（ ）・無				
通 報 者	所属又は住所	部 課 係			
	氏 名	・匿名			
	留意事項				
通報方法	郵送 ・ ファクシミリ ・ 電子メール				

調査の必要性の有無	有・無	調査の有無決定日	年 月 日
-----------	-----	----------	-------

様式第5号（第13条関係）

通 報 案 件 管 理 台 帳

通報の受付

受付番号		件 名	
通 報 者	所属又は住所	部 課 係	
	氏 名	・ 匿名	
	連 絡 先		
証拠書類等	有 ( ) ・ 無		

調査結果

--

是正措置内容

--

通 報 受 付 日	年 月 日	通報方法	
調 査 の 必 要 性	有 ・ 無	決 定 日	年 月 日
調査の実施等通知	年 月 日	調査着手日	年 月 日
概要・対応方針の報告	年 月 日	調査完了日	年 月 日
是正措置等通知	年 月 日		



様式第6号（第13条関係）

年 月 日

（通報者）様

小樽市コンプライアンス委員会

小樽市公益（目的）通報の調査について

年 月 日付けで通報のありました件について、下記のとおり決定しましたので、小樽市職員倫理条例第16条第1項の規定に基づき通知します。

記

件名

公益（目的）通報として調査を行います。

（小樽市職員倫理条例第15条第 号該当）

調査の着手時期 年 月 日

公益（目的）通報として調査を行いません。

（理由）

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）小樽市コンプライアンス委員会

（任命権者）

印

小樽市公益（目的）通報に係る是正措置等の結果について

年 月 日付けで報告のありました件について、是正措置等を講じましたので、小樽市職員倫理条例第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

件 名	
是正措置等	

様式第 8 号（第 16 条関係）

年 月 日

（通報者）様

小樽市コンプライアンス委員会

小樽市公益（目的）通報に係る是正措置等通知書

年 月 日付で通報のありました件について、是正措置等を講じたので、小樽市職員倫理条例第 18 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

件 名	
是正措置等	

(3) 小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策

# 小樽市職員の倫理向上に向けた コンプライアンス推進方策

～ 職員の遵法意識を高め、市民に信頼される市役所を目指して ～

平成23年10月

小 樽 市

# 目 次

はじめに

1	推進方策の概要	1
2	推進方策の背景、方針、実施内容	3
(1)	これまでの制度などを見直すもの	
①	公益通報制度の見直し	3
②	職員研修の充実	4
③	職員の意識改革	4
④	庁達の周知方法等の見直し	5
⑤	政治的中立性の確保	6
(2)	新たに取り組むもの	
①	「(仮称)小樽市職員倫理条例」の制定	6
②	コンプライアンス委員会の設置	7
③	法令遵守担当部署の新設	7
④	イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定	8
⑤	コンプライアンスハンドブックの作成	8

## はじめに

小樽市では、平成23年4月執行の小樽市長選挙に際し、同年3月に市庁舎等で政治資金規正法に基づくパーティー券の販売が行われ、これが公務員の地位利用によるものとして当時の部長職11名が同法違反により略式命令を受け、さらには、多くの管理職が関与したことから、市に対する信頼を失う結果となりました。

市は、この事件の「全容の把握」、「原因の調査」及び「再発防止策の検討」を目的とする弁護士など外部の委員からなる調査委員会を設置しました。

同委員会では、関係者からのヒアリングなどをもとに調査を進め、先般、事件の背景などについての意見や再発防止策についての提言を盛り込んだ調査報告書が提出されました。

特に、調査報告書の「なぜ本件が発生したか」という項では、事件に至る背景や原因について、様々な観点から多くの指摘がされており、また、「再発防止策についての提言」もこれら背景や原因を踏まえたものとなっていることから、市としては提出された調査報告書の内容を全面的に受け止め、再発防止につなげなければならないと考えております。

今後このような事件を二度と発生させないために、同委員会からの意見や提言、さらには、議会での議論などをもとに、市が講ずべき再発防止策として、このたび「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」を策定したものです。

私としても、本推進方策に基づく取組を着実に進め、市民の皆さんの信頼回復に努めてまいりますので、職員の皆さんも常に法令遵守を意識し、公務員としての自覚と責任を持って業務に当たり、市民の皆さんに信頼される市役所を共に目指してまいりたいと考えております。

平成23年10月

小樽市長 中松義治

# 1 推進方策の概要

この推進方策では、職員研修を充実し、また、これまでの制度を効果的に機能させるように見直すことや、新たに外部からのチェック機能を強化する仕組みの導入により職員の意識改革を図ることなどを目指しており、次の10項目を「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」として定めました。

今後、この推進方策に基づく具体的な取組を進めていく中で、職員の遵法意識を高め、市民の皆さんに信頼される市役所を目指します。

なお、市が取り組んだ内容については、市民の皆さんに公表します。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

(5) 市長は、本報告書を適宜な方法で市民に公表し、市政に対する市民の信頼を回復するために、委員会の提言につき、その実施の内容を市民に周知すること。

## (1) これまでの制度などを見直すもの

### ① 公益通報制度の見直し

利用しやすい公益通報制度の確立を目指し、通報窓口の見直しなどを行います。

### ② 職員研修の充実

これまで行ってきたいる職員研修にコンプライアンス等の内容を盛り込むことや、コンプライアンス等の単独研修を新設し、研修内容の充実や受講機会を拡大します。

### ③ 職員の意識改革

職場でのコミュニケーションを活性化し、相談しやすい体制づくりや情報の共有化を図り、風通しのよい職場を作るとともに、民間の感覚を吸収する機会を設けることなどを通じ、職員の意識改革に取り組みます。

### ④ 庁達の周知方法等の見直し

庁達の内容が全職員に周知され徹底されるよう、内容のほか配布方法を見直します。

### ⑤ 政治的中立性の確保

勤務時間中に議員や政党が行う政治活動に関わることの問題性について、改めて職員へ周知し、徹底することで、職員の政治的中立性の確保に努めます。

## (2) 新たに取り組むもの

### ① 「(仮称)小樽市職員倫理条例」の制定

平成12年制定の訓令「小樽市職員倫理規程」は、利害関係者との間の禁止行為等が主な内容となっています。今回の事件を契機に、法令遵守徹底の観点から、新たに条例を制定します。

### ② コンプライアンス委員会の設置

法令遵守の徹底を図るため、第三者からなるコンプライアンス委員会を新たに設置します。

### ③ 法令遵守担当部署の新設

これまで、市の組織には法令遵守の専門担当部署がなかったことから新設することとし、法令遵守の徹底等を図ります。

### ④ イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定

新たにイベントチケット等の庁内における取扱基準を定め、綱紀粛正の一助とします。

### ⑤ コンプライアンスハンドブックの作成

コンプライアンスハンドブックを作成するとともに、全職員に配布することにより法令遵守に対する意識を高めます。



## 2 推進方策の背景、方針、実施内容

### (1) これまでの制度などを見直すもの

#### ① 公益通報制度の見直し

##### 背景

- ・ 制度の周知不足のため、制度自体が知られていない状況があります。
- ・ 通報窓口が総務部職員課人事係であったため、通報しにくい環境にあります。

##### 方針

- ・ 制度の周知方法を検討します。
- ・ 通報窓口を見直し、利用しやすい制度の確立に努めます。

##### 実施内容

- ・ 公益通報制度については、これまで要綱を作成し、職員のみが閲覧できるイントラネット（COOLS）上に掲載していましたが、制度の存在が分かりにくい状況にありましたので、職員目に触れやすくするために、トップページに移動しました。
- ・ これまで通報の窓口が総務部職員課人事係であり、通報に抵抗を抱きやすい環境にあったことから、その改善策としてコンプライアンス委員会を通報窓口として活用します。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

- (1) 市長は、第三者からなるコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を公益通報制度などの窓口にするとともに法令遵守体制の確保を図り、公正な職務の遂行を確保すること。

## ② 職員研修の充実

### 背景

- ・ 小樽市職員研修規程に基づく基本研修では、新規採用職員研修を除き、公務員倫理やコンプライアンスについての内容が盛り込まれていません。
- ・ コンプライアンスや危機管理等をテーマとした単独研修は行われていません。

### 方針

- ・ 公務員倫理やコンプライアンスについての研修を、一定期間ごとに受講できる環境づくりに努めます。
- ・ コンプライアンスや危機管理等をテーマとした単独研修の設定に努めます。

### 実施内容

- ・ 新規採用職員研修受講後の一定の機会、例えば採用後5年程度の中級研修、新任監督者（係長職）研修及び新任管理者（課長職）研修などで、公務員倫理やコンプライアンスについての研修を受講できるようにし、遵法意識の向上を図ります。
- ・ コンプライアンスや危機管理等についての内部講師を養成し、法令遵守のための研修を充実します。
- ・ 外部講師により危機管理の実例を検証し、組織的な管理能力を身に付けます。
- ・ 職場研修における自主的な学習を強化するため、法令遵守をテーマとした研修を取り入れるよう働き掛けます。

（参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言）

- (3) 市長は、職員に対し、職務及び公務員倫理に関わる主要な法令の研修を強化・充実させること。
- (8) 職員は、職務及び公務員倫理に関わる主要な法令につき自主的な学習を強化すること。

## ③ 職員の意識改革

### 背景

- ・ 風通しのよい職場づくりの一環として、全庁的に職場ミーティングの実施を呼び掛けてきましたが、いまだに100%実施の状況には至っていません。

- ・ 市民サービス向上のため、職員には民間の感覚が求められています。

### **方 針**

- ・ 職場でのコミュニケーションを活発にすることで、不正や職務上のミスを事前に防止できる可能性が高まります。その一方策としての職場ミーティングの実施率向上に努め、風通しのよい職場づくりを進めます。
- ・ 民間の感覚を積極的に吸収し、公務での活用を図ります。

### **実施内容**

- ・ 職場ミーティングの実施率は、平成23年8月末現在で約60%となっていることから、実施率の向上及び内容の充実に取り組むとともに、実施状況を把握します。
- ・ コスト意識や顧客（市民）満足度につながるものの考え方を養うために、民間での短期研修を行います。

## **④ 庁達の周知方法等の見直し**

### **背 景**

- ・ これまで庁達は、個々の職員へのメール配信が主であったため、職員全員が目にしていただかどうかの確認ができない状況でした。
- ・ 選挙に関する庁達の内容に、政治資金規正法が触れていませんでした。

### **方 針**

- ・ 職員に庁達内容がしっかりと伝わるよう内容及び周知方法の見直しを行い、効果的な庁達を出すよう努めます。

### **実施内容**

- ・ 庁達の配布を、これまでのメールから紙媒体に改めます。
- ・ 職場内での回覧や職場ミーティングにより、職員への周知及び確認の徹底を図ります。
- ・ 庁達内容については、遵法意識を高めることを目的に、公務員としての禁止行為の具体例を示すことや、政治資金規正法などについても触れるよう見直します。

## ⑤ 政治的中立性の確保

### 背景

- ・ 勤務時間中において、議員や政党が行う業務以外での政治活動に関わる実態があり、その在り方を改めるなど、政治的中立性を確保することが求められています。

### 方針

- ・ 職員の政治的中立性を確保するため、勤務時間中に政党や議員が行う政治活動に関わることの問題性について、職員へ周知し、徹底します。

### 実施内容

- ・ 勤務時間中に議員や政党から、政党機関誌（紙）の購読依頼やカンパ依頼、政治集会への参加依頼などがあつた場合は、これに応じないよう指導し、徹底します。

## (2) 新たに取り組むもの

### ① 「(仮称)小樽市職員倫理条例」の制定

#### 背景

- ・ 平成12年制定の訓令「小樽市職員倫理規程」は、利害関係者との間の禁止行為や行為届出がその主な内容となっています。
- ・ 公益通報制度や不当要求行為等については要綱などが定められていますが、コンプライアンスについては具体的な定めがなく、コンプライアンス委員会なども設置されていません。

#### 方針

- ・ 法令遵守徹底の観点から、訓令を全面的に見直し、内容を充実させて条例化を図ります。
- ・ 外部からのチェック機能の充実を図り、透明性の高い職場づくりを目指します。

#### 実施内容

- ・ 「(仮称)小樽市職員倫理条例」を制定し、利害関係者との禁止行為のほか、公益通報や不当要求行為等の項目を盛り込むとともに、コンプライアンス委員会の設置や市の取組を議会へ報告することなどについて規定します。

## ② コンプライアンス委員会の設置

### 背景

- ・ 法令遵守体制及び公正な職務遂行を確保するため、コンプライアンス委員会の設置が求められています。

### 方針

- ・ 法令遵守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置します。
- ・ 市におけるコンプライアンスの確保に努めます。

### 実施内容

- ・ コンプライアンス委員会からの指導・助言に基づき、法令遵守体制の確立のため、必要な改善措置を講じます。
- ・ 公益通報制度や不当要求行為などの窓口として活用します。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

- (1) 市長は、第三者からなるコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を公益通報制度などの窓口にするとともに法令遵守体制の確保を図り、公正な職務の遂行を確保すること。
- (2) 市長は、職員が従うべき行為規範の充足・改善等のため、前項のコンプライアンス委員会を活用するなど、第三者を含む適切な機構の設置を検討すること。

## ③ 法令遵守担当部署の新設

### 背景

- ・ これまで、法令遵守を専門に担当する部署はありませんでした。

### 方針

- ・ 専門の部署を新設し、公務員としての法令遵守の徹底に努めます。

### 実施内容

- ・ 総務部に法令遵守担当の副参事を新設しました。
- ・ 職員のコンプライアンス、人材育成及び意識改革等に取り組みます。

- ・ 必要に応じて組織の拡充を図ります。

#### ④ イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定

##### 背景

- ・ これまで、庁内におけるイベントチケット等に関する取扱基準がなかったため、実態として勤務時間内において様々なチケットが取り扱われていました。

##### 方針

- ・ 取扱基準を設けることにより、庁舎内等での勤務時間中のイベントチケット等の取扱いや、個人の意思に反した購入の是正など適正化を図ります。

##### 実施内容

- ・ イベントチケット等の取扱要領を策定し、その取扱いの仕組みづくりを進めます。

#### ⑤ コンプライアンスハンドブックの作成

##### 背景

- ・ 遵法意識の向上が求められています。

##### 方針

- ・ 職員の身近なところにコンプライアンスに関するハンドブックを備えることで、遵法意識を高めます。

##### 実施内容

- ・ コンプライアンスハンドブックを新たに作成し、職員に配布するとともに、ホームページ等に掲載し、法令遵守に対する市民との共通認識を持つことで、非違行為の発生を未然に防止します。